森の子保育園重要事項説明書

運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人　帯広若光福祉会
事業者の所在地	帯広市南の森東２丁目８番地５
事業者の連絡先	０１５５－４８－６１７１
代表者氏名	理事長　大越武治

保育所の概要

施設の名称		森の子保育園						
施設の所在地		帯広市大空町１丁目１２番地						
連絡先		電話番号　０１５５－４７－６６７０ FAX 番号　０１５５－４９－２０５０						
管理者（施設長）氏名		園長　斉藤　昌子						
開設年月日		平成１６年４月１日						
利用定員	（２号） （３号）	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
		１５人	２４人	２４人	２５人	２６人	２６人	１４０人

施設の概要

敷地	敷地全体	２９７５．４５㎡
	園庭	１１８８．０㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造２階建
	延べ	１１３５．８㎡

目　　的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行う。

保育理念

自然と共に生き、子ども達の健やかな成長と明るい未来を願い、地域と連携して心豊かな子どもを育成することを目指します。

保育方針

☆豊かな体験を通し、自分で考え、行動できる人としての土台を培い、たくましく生きる力を育てます。

☆愛情と信頼関係の中、褒められ、認められる事で自信を持ち、仲間を受け入れ、思いやりのある心を育てます。

保育目標

自分を愛し、仲間を愛し、自然を愛する心を育てる

☆　元気な体、しなやかな心を育む

☆　思いやりのある優しい心を育む

☆　自然とのふれあいを深め、感動する心を育む

主な設備の概要

設備	部屋数
乳児室	１室
保育室	５室
遊戯室	１室
調理室	１室
フリースペース	１室
子育て支援センター	１室
相談室	１室
屋外フリースペース	ログハウス

職員体制

＜令和６年４月１日予定＞

職種	員　　数
園長	１人
主任保育士	１人
保育士	２９人（うち非常勤１０人）
保育助手	５人（非常勤１人）
栄養士	１人
調理員	６人（うち非常勤５人）
事務員	１人
清掃員	非常勤２人

利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【２号・３号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	保育標準時間	午前　７時００分～午後　６時００分（１１時間）	
	保育短時間	午前　８時３０分～午後　４時３０分（８時間）	
延長保育	保育標準時間	夕：午後　６時００分～午後　７時００分	１日当たり２００円
	保育短時間	朝：午前　７時００分～午前　８時３０分	３０分ごとに５０円
		夕：午後　４時３０分～午後　７時００分	１回当たり２００円
開所時間	月～金曜日	午前　７時００分～午後　７時００分	
	土曜日	午前　７時００分～午後　７時００分	
休業日	日曜日・祝日　年末年始（１２月２９日～１月３日）		

利用料について

利用者負担（月額保育料）	帯広市が定める利用者負担（保育料）	
実費徴収	スポーツ振興センター掛金	¥240
	３歳～５歳児クラスの給食費月額 ※毎月末日ゆうちょ銀行から引き落とし ※副食費免除対象者は無料	副食費¥4500 主食費¥500 計¥5000
	行事に関わる費用	実費
その他	父母会会費　　変動あり	¥4000
	紅白帽やカラー帽子	実費
	スナップ写真代	実費

緊急時における対応方法

【非常災害対策】

防火管理者	園長：斉藤　昌子
消防計画届出年月日	帯広消防署あて　令和６年　４月届出
避難訓練	火災、地震、水害、雪害、不審者の避難等 避難訓練は、月１回実施します。
防災設備	自動火災報知設備、煙感知器、誘導灯、非常警報器具及び設備 避難器具、セコム（防犯設備）、非常通報設備
避難場所	大空学園

【管轄する警察署】

警察署名	帯広警察署	大空交番
所在地	帯広市西１条北１丁目１－１	帯広市大空町１２丁目１
電話番号	０１５５－２５－０１１０	０１５５－４８－０５５５

【管轄する消防署】

消防署名	とかち広域消防　帯広消防署	南出張所
所在地	帯広市西６条南６丁目３－１	帯広市西１７条南４１丁目５－９
電話番号	０１５５－２６－０１１９	０１５５－４７－０４３６

要望・苦情等の窓口について

相談・苦情等受付担当者	主任：梅本　頼枝
相談・苦情等解決責任者	園長：斉藤　昌子
第三者委員	河合　淳　米谷　邦子

賠償責任保険の加入状況

加入保険の種類	社会福祉施設総合保障制度、ほいくのほけん
加入保険の内容	施設賠償責任保険 園児団体傷害保険
補償金額	１名につき５，０００万円、１事故につき２億円 １名・１事故１０億円、死亡・後遺障害１２２．１万円 入院保険日額１，８００円、通院保険日額１，２００円

守秘義務及び個人情報の取扱い

保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た利用子ども及びその保護者に係る個人情報については、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。

その他の留意事項

・利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
・児童虐待の早期発見及び通告の義務について
　保育所・幼稚園・学校関係者には、児童虐待の早期発見及び通報の義務がありますのでご了承ください。（児童虐待の防止等に関する法律第５条による）